

社会福祉士養成施設の申請及び届出等について

事 項		【計画書】 1年前までに(※1)	【申請書】 6ヶ月前までに	【申請書】 3ヶ月前までに	【届出書】 1ヶ月以内	
新規設置		○	○			
変 更	学 則	修業年限	○	○		
		養成課程	○	○		
		入学定員	増加	○	○	
			減少			○
		学級数	○	○		
		学則(その他)				○
	校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図(※2)			○		
	通信養成を行う地域(通信)			○		
	添削その他の指導の方法(通信)			○		
	設置者(法人)の名称及び主たる事務所の所在地					○
	養成施設の名称及び主たる所在地					○
	養成施設長					○
	カリキュラム					○
	教員(専任教員、教員要件のある科目を担当する教員)					○(※3)
	実習施設(※4)					○
実習指導者					○	
課程修了の認定の方法(通信)					○	
指定取消			○(※5)			
業務報告		毎年5月末までに報告				

※1 計画書が必要な申請については、計画書審査通知後に申請書提出となります。

※2 通信課程において面接授業会場等を変更する場合があります。

※3 教員の変更届については、可能な限り変更日以前に届出をお願いします。

※4 実習施設の追加・削除のほか、施設種別、名称、所在地、設置者・経営者の氏名(法人にあっては名称)の変更を含みます。

※5 提出期限は規則上定めはありませんが、在籍生の対応に関する協議があるため、可能な限り6ヶ月前に申請をお願いします。